

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月22日（平成28年（行情）諮問第173号）

答申日：平成28年9月14日（平成28年度（行情）答申第319号）

事件名：特定の改善対策届出に関し提出された文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定の改善対策届出に関し届出者から提出された文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成25年11月11日付け国広情第200号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

異議申立人が開示を求めた文書のうち本件対象文書は、法が定める不開示事由に該当しないので、開示されるべきである。その詳細は以下のとおりである。

ア 本件対象文書は、届出者が、その製作した自動車に不具合が生じるおそれがあることが判明したため、不具合を改善する対策を国土交通大臣に対し提出する際に、参考資料として任意に提出された資料である。そして異議申立人が、国土交通省自動車局担当者に問い合わせたところ、本件対象文書には、届出者が、この不具合の原因を特定するために行った実験結果を記載した資料等が含まれているとの回答を得た。

本件不開示決定は、上記実験結果を記載した資料を含む本件対象文書を、法5条2号イ（競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）及び同条6号柱書き（当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）に該当するとしたが、以下に述べるとおり、本件対象文書は、上記の不開示理由のいずれにも該

当しないことが明らかである。

したがって、本件対象文書は、速やかに開示されるべきである。

イ 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」などないこと

(ア) 本件不開示決定は、まず、本件対象文書が「ノウハウを活用して作成されたものであり、それを開示することは、当該法人の経営戦略に支障をもたらすおそれがある。」ことを不開示の理由とする。

(イ) しかし、不開示の要件となる競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる（なお、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の審査基準」（平成13年3月23日国広情第22号国土交通大臣官房長）もその旨明記している。）。そうすると、不開示決定に際しては、本件対象文書のいかなる記載にノウハウ等の正当な利益が活用されており、開示によって文書提供者の経営戦略にどのような支障が生じ、かつその支障が生じることに法的保護に値する程度の蓋然性があるかどうかの検討をする必要がある。しかるに、本件不開示決定では、これらの点が一切明らかでなく、これらの事情が存在しているとは考えられない。

そもそも、自動車製作者は、製作した自動車に保安基準に適合しない状態（以下「不具合」という。）があり、その原因が設計又は製作の過程にある場合、改善対策を講じようとするときは、不具合の状況、その原因及び改善対策の内容等を届け出ることが義務付けられている（道路運送車両法63条の3第1項）が、これらの届出事項に関する情報は、通常、客観的に把握することができ、かつ届出が義務付けられている以上、経営戦略上何らの経営判断を介在させる余地のない性質の情報である。この点からも、本件不開示決定に際しては、本件対象文書の開示によって、文書提供者の経営戦略にどのような支障が生じるおそれがあるか明確にされなければならないことは明らかであるが、これは全く明らかにされておらず、実際、そのような経営戦略上の支障は生じないものである。

(ウ) さらにいえば、仮に、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあっても、人の生命等を保護するため公にすることが必要な情報は開示が義務付けられている（法5条2号ただし書）。改善届出制度が、安全確保の見地から人の生命等を保護するための制度であり、特に本件の届出に記載される基準不適合状態が（中略）というものであることに照らせば、不具合の状況や原因に関する情報が記載されている本件対象文書は、人の生命等を保護するため公にすることが必要な情報である。

(エ) したがって、いずれにしても、法5条2号を理由に本件対象文書

を不開示とする本件不開示決定は違法である。

ウ 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれなどないこと

(ア) 本件不開示決定は、本件対象文書を開示することが「事務又は事業の性格上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」(法5条6号柱書き)とする。

(イ) 同号の「事務又は事業の性格上」という表現は、「当該事務または事業の内在的性格に照らして保護に値する場合のみ不開示とすることを明確にする趣旨である」(宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説」〔第5版〕)と理解される。

本件不開示決定では、「改善対策の適正な推進により道路運送車両の安全確保・環境保全を図るという国の事務の適正な遂行に支障が及ぼされるおそれがある」とされているが、改善対策の届出を受けた国土交通大臣が行う事務は、不具合の状況及びその原因に照らして届け出られた改善対策の内容が適切か否かを判断し、適切でないと判断すればその変更を指示するというものである(道路運送車両法63条の3)。そして、かかる事務の遂行に際し、国土交通大臣は、必要に応じて研究所(独立行政法人交通安全環境研究所法12条1項3号)に技術的な検証を行わせ検証結果の通知を受けたり(道路運送車両法63条の3)、さらには、不具合品の製造者に対し業務に関する報告をさせ、又は職員を立ち入らせ調査することができる(同法63条の4)。このように、法律は、国土交通大臣に、改善対策の内容の適否を判断するための必要十分な権限を与えているのであり、同大臣がこの権限を適切に行使することで当該事務を適正に遂行することを予定していることは明らかである。このような事務の性格に照らせば、何も「公にしない前提」などを設けて任意に資料の提供を受ける必要などなく、上記権限を適切に行使することで当該事務を適切に遂行することができるのである。

したがって、公開によって「改善対策の適正な推進により道路運送車両の安全確保・環境保全を図るという国の事務」の遂行に与える支障など皆無であるはずである。

(ウ) さらに「支障を及ぼすおそれ」に関しても、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求されているし、「おそれ」の程度も、上記イと同様、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められている(以上、既出の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の審査基準」)。しかるに、本件不開示決定ではこれらの点が一切明らかでない。また前記のように、法律の規定に照らして、事務に与える支障は皆無である。

(エ) したがって、いずれにしても、法5条6号を理由に本件対象文書

を不開示とする本件不開示決定は違法である。

エ 「公にしないことを前提として協力を得て提供されているものであること」は不開示の理由になり得ない

さらに付言するに、本件不開示決定は、「自動車製作者である当該届出者から公にしないことを前提に協力を得て提供されているものであること」を不開示の理由に挙げる。

しかし、法は、行政文書を原則公開とし、例外的に法5条に該当する文書に限定して不開示とすることを認めており、「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された」文書（以下「任意提供文書」という。）について、「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である」等の厳格な要件の下でのみ不開示理由としている（法5条2号ロ）。この規定に照らせば、任意提供文書であったとしても、厳格な要件をクリアしない限り開示義務があることは明確であり、まして行政庁と文書提供者とが、上記のような不開示の「前提」を設けることで容易に不開示文書を創出することなどできないことは明らかである。

そうすると、法5条2号ロを不開示の理由とするのであれば格別、同号ロの該当性を問題としないまま、ただ「公にしないことを前提に（略）提供された」文書であるとの極めて不透明かつ不確かな事情を不開示の理由とすることは、上記法の規定に真っ向から反するものである。

したがって、「公にしないことを前提として協力を得て提供されているものであること」を不開示の理由とする本件不開示決定は違法である。

オ 以上述べたとおり、本件不開示決定は取り消されるべきことは明らかであり、本件対象文書は全てが開示されなければならない。

（2）意見書

本件開示請求が認められるべき理由は、基本的には、上記（1）の異議申立書に記載したとおりであるが、諮問庁の理由説明書等を踏まえ、以下のとおり補足して意見を述べる。

ア 法5条2号イの該当性について

法5条2号イが定める「害するおそれ」の判断については、「情報公開法の前記趣旨、目的をも考慮すると、形式的に営業上、経営上又は財務上の秘密に属する情報に当たれば、そのすべてが非公開とされると解するのは相当でなく、当該情報の性質、内容、公にされている情報との関連性、これらを取り巻く具体的情勢などの要素を総合考慮した上、前掲最高裁判決の示す客観的おそれの有無に従い、その充足性を判断するのが相当である。」とされている（名古屋地裁

平成13年12月13日判決)。

また、「おそれ」の有無については、「このような権利や利益を「害するおそれ」があるかどうかについては、単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要であると解すべきである。」

(東京地裁平成20年11月27日)であるとか、「情報公開法が国民主権の理念から行政文書について公開を原則としていること(同法1条, 5条柱書)からすれば、単に行政機関の主観においてその利益が害されるおそれがあると判断されるだけではなく、法人等の権利利益が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められることが必要であるというべきである。」(東京地裁平成21年2月27日判決)などとされている。

このとおり、法5条2号イが定める「害するおそれ」の判断については、具体的な害悪発生 of 客観的な明白性が必要であるとするのが裁判例であるが(「新基本法コンメンタール 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法」)、諮問庁の理由説明書(下記第3)の4(1)アは、本件対象文書は技術的資料であり、専門的知識や経験等のノウハウ等が記載されているという抽象的な検討のみしか行っていない。しかし、専門的知識や経験等のノウハウと一概にいても、その性質や内容、重要性は千差万別であり、その要保護性も様々である(単に「ノウハウ」だからといって、その全てが保護に値するわけではない)。また諮問庁自身が「専門的知識や経験等のノウハウを活用した情報等が記載されている」と記載していることからわかるとおり、対象文書に記載されている事項の全てが「ノウハウ」であるわけではなく、「ノウハウ」以外のものも相当に含まれていると考えられる。

以上からすれば、法が公開を原則としている以上、「害するおそれ」の判断は、制限的に解釈・運用をすべきと考える。

イ 法5条2号口の該当性について

諮問庁は、不開示決定の時点では(明確に)不開示の理由としていなかった法5条2号口についても、主張を補充して不開示の理由とするに至ったが(下記第3の4(1)イ)、以下のとおり、補充されてもなお諮問庁の考え方は法定の要件を満たしていない。すなわち、法5条2号口は、「行政機関の要請を受けて」提出がなされたことを要件としているが(行政機関が行政事務を行う上で必要であるため、法人等に提出を依頼した場合に限って、本規定の保護対象になる。宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説(第6版)」)、下記第3の4(1)イからは、当該要請の有無はまったく明らかではない。むしろ、下記第3の4(2)には、届出は自動車メーカーが自主的に行

い、任意で資料を提出していると記載されており、諮問庁の要請はなかったものとしか考えられない。不開示決定の時点では法5条2号イを不開示の理由としていなかったことも、そのことを裏付ける事情である。

以上からすれば、下記第3の4(1)イは不開示の理由とはならず、公開を原則とする法に則った解釈・運用をすべきと考える。

ウ 法5条6号の該当性について

法5条6号にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、「名目的、抽象的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要というべきである。」と解されている（大阪地判平成19年6月29日判決）。

この点、理由説明書（下記第3の4(2)）では、「仮に、本件対象文書に記載されたような情報が公になるとすれば、・・・培ってきた専門的知識や経験等のノウハウを活用した情報等の流出を防ぐため、任意提供文書の提出を控えることが予想され」とあるが、そもそも本件対象文書に記載されたものの必ずしも全てが「ノウハウ」でなく、全てが保護に値するものでもないことは上述のとおりである。

以上からすれば、理由説明書（下記第3の4(2)）は不開示の理由とはならず、公開を原則とする法に則った解釈・運用をすべきと考える。

エ 小括

以上のとおり、諮問庁の理由説明書（下記第3）には、不開示の客観的で合理的な理由は十分に示されていない。そうであれば、原則に立ち返り、本件開示請求は認められるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書について、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして、不開示とした。
- (3) これに対し、異議申立人より、本件対象文書は、法が定める不開示事由に該当しないことから、開示されるべきであるとして、本件異議申立てが提起された。

2 異議申立人の主張について

(省略)

3 改善対策の届出について

本件対象文書に係る改善対策（以下「本事案」という。）の届出に関する制度は、「リコール届出等に関する取扱要領について」（平成6年12月1日付け自審第1530号。以下「取扱要領」という。）第3章に規定されている。

(1) 改善対策の届出について

自動車メーカー等は、同一の型式の一定の範囲の自動車等の構造、装置又は性能について、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態ではないが、安全上又は公害防止上放置できなくなるおそれがある又は放置できないと判断される状態（以下「不具合状態」という。）にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合に、当該自動車等について、改善のための対策を講じようとするときは、処分庁に届出を行うものとされている。

(2) 改善対策の周知について

処分庁は、改善対策の届出を受理したのち、改善の実施の促進を図るため、改善対策届出一覧表及び改善箇所説明図をホームページにおいて公表している。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

異議申立人の主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 法5条2号の該当性について

ア 法5条2号イの該当性について

本件対象文書は、改善対策を届け出るに先だって届出者が実施した不具合の原因調査等に関する技術的資料であり、これまで届出者が培ってきた専門的知識や経験等のノウハウを活用した情報等が記載されている。

自動車産業は、各自動車メーカー等の社内において自動車の設計・製造に関する独自のノウハウを築いて競合他社との競争を行っているところ、仮に、本件対象文書が公にされた場合、競争関係にある他の自動車メーカー等や装置メーカーは、労せずして当該情報等を自社の製品の開発・製造・評価等に活用できることから、開発等に関する期間の短縮及び費用の低減等が可能になり、届出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、異議申立人の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」などないとの主張は認められず、本件対象文書の情報は法5条2号イに該当する。

イ 法5条2号ロの該当性について

本件対象文書については、届出の際に法令等で提出が求められている情報ではないこと、また、上記アで既に述べたとおり、届出者が

培ってきた専門的知識や経験等のノウハウを活用した情報であるため、公にされた場合、届出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、届出者は、公にしないという条件で、確実かつ迅速な届出の受理に協力する観点から当該情報を提供している。

さらに、他の自動車メーカー等も含めた自動車業界における通常の見取りとして、本件対象文書に当たる情報は、改善対策等の届出後であっても公にしていない。

異議申立人は、「公にしないことを前提として協力を得て提供されているものであること」は不開示理由になり得ないと主張するが、本件対象文書の情報については、公にしないことを前提として提供されているだけでなく、当該情報が通例として公にされておらず、また、情報の性質上公にしないとの条件を付すことが合理的であると認められるものである。

したがって、本件対象文書の情報は法5条2号ロに該当する。

ウ 法5条2号ただし書の該当性について

改善対策の届出において、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」には、対象車の使用者に対して改善対策が実施される旨の情報を確実に伝達し、未然に安全の確保又は環境の保全のための対策を受けるよう促すことが必要である。このため、処分庁においては、

- ・ 車名、型式、通称名、対象車の車台番号の範囲及び製作期間並びに対象車の台数
- ・ 不具合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因
- ・ 改善対策の内容
- ・ 改善を実施するまでの間の使用上の注意事項その他の必要な事項（特に必要がある場合に限る。）

等の情報を、国民全体に対して広く周知するとともに、届出者より、改善対策の対象車の使用者に対してダイレクトメールによる通知等が行われており、人の生命等を保護するため公にすることが必要な情報は既に開示されている。

一方で、本件対象文書は、本事案の不具合原因等を特定するために届出者が行った調査等に関する技術的資料であり、上記に述べたようにその結論が広く周知されている現状において、それに至る専門的な検討過程に係る本件文書を公にすることによって保護される人の生命、健康等の利益があるとは認められない。

また、本事案は、（中略）本事案に起因して事故が発生したという

報告も受けていないため、現実に人の生命、健康等に被害が発生している又はその蓋然性が高いという状況にはないと考えられる。

したがって、異議申立人は本件対象文書が人の生命等を保護するため公にすることが必要な情報であると主張するが、本件対象文書は、人の生命、健康、生活又は財産の保護に直接結びつく情報ではなく、これを公にすることに、上記アで述べた公にしないことにより保護される届出者の権利利益を上回る必要性があるとは認められない。

エ 以上から、本件対象文書は法5条2号イ及びロに該当するとともに、法5条2号ただし書には該当しないと認められることから、本件対象文書が法5条2号イ及びロに該当するとして不開示としたことは、妥当と考えられる。

(2) 法5条6号の該当性について

異議申立人は、道路運送車両法63条の3第5項に基づく研究所による技術的な検証並びに同法63条の4第1項に基づく処分庁による報告徴収及び立入検査に係る権限を適切に行使することで、処分庁が改善対策の届出に係る事務を適正に遂行することを予定していると主張する。しかしながら、同法63条の3第5項及び63条の4第1項の規定は、同法63条の3第1項の届出を行った者に対して適用されるものであり、改善対策の届出を行った者に適用されるものではない。

改善対策の届出においては、改善対策の迅速かつ確実な実施のために、自動車メーカー等が自ら技術的な調査・検討を実施した上で、自主的に届出を行うことが大原則である。また、現状、処分庁が改善対策の届出を受理する際には、届出者から任意で提出された資料をもとに、不具合の原因調査の適切性等を確認し、必要な場合には迅速に届出者に対して改善対策の内容の変更を指導している。

しかし、仮に、本件対象文書に記載されたような情報が公になるとすれば、自動車メーカー等は、培ってきた専門的知識や経験等のノウハウを活用した情報等の流出を防ぐため、処分庁に対する任意提供文書の提出を控えることが予想され、迅速かつ確実な改善対策の実施に支障を及ぼすこととなる。

また、改善対策以外の事務において、今後処分庁が自動車メーカー等に対して任意で情報提供を要請した場合にも、専門的知見やノウハウの流失を懸念して協力を得られず、処分庁が報告徴収に係る権限を行使した場合にも、具体的に求められた必要最低限度の資料のみを提出するようになることが予想される。このような状況では、情報を得る必要が生じる度に複数回の報告徴収や立入検査が必要となり、結果として、道路運送車両の安全の確保及び環境の保全という処分庁が行う事務の適正な遂行に大きな支障を及ぼすこととなる。

以上から、法5条6号柱書きに該当するとして不開示としたことは、妥当と考えられる。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、法5条2号イ及びロ並びに同条6号柱書きに該当することから、諮問庁としては、不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月7日 審議
- ④ 同年7月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定の自動車の不具合に係る改善対策届出に関し届出者である自動車メーカーから提出された文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の全部を法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の全部を開示すべきであるとして原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、法5条2号ロの不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定の自動車の不具合に係る改善対策届出に関し自動車メーカーから提出された文書であり、当該不具合に関する技術的資料であると認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書を不開示とした理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、特定の改善対策届出の届出者である自動車メーカーが作成した技術的資料であり、当然、そこにはこれまで当該自動車メーカーが培ってきた専門的知識・ノウハウに基づく情報が記載されており、これを公にした場合、競争関係にある他の自動車メー

カー等がこれらの情報等を自社の製品の開発・製造・評価等に活用することが可能となり、当該届出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

イ また、理由説明書でも説明したとおり、本件対象文書は、道路運送車両の保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じる際の、道路運送車両法63条の3第1項に基づくいわゆるリコールの届出ではなく、同基準に適合していない状態ではないが、不具合状態改善のための対策を講じる際の取扱要領第3章の規定に基づく改善対策の届出に関連する資料として、当該届出に先立って自動車メーカーから提出を受けた技術的資料である。

したがって、本件対象文書は、法令等で提出が求められている文書でないのみならず、取扱要領第3章の規定に基づく改善対策の届出書でさえなく、飽くまでもこれに関連するものとして公にしないことを前提として任意で提供されているとともに、当該文書が通例として公にされておらず、情報の性質上公にしないとの条件を付すことが合理的であると認められるものであることから、法5条2号ロの不開示情報に該当する。

ウ 不具合状態の改善対策の迅速かつ確実な実施を行うためには、自動車メーカー等が自ら技術的な調査・検討を実施した上で、自主的に届出を行うことが必要であり、取扱要領第3章の規定は、この考え方に基づいて定められているものである。

そして現状、処分庁は、届出者である自動車メーカー等から任意で提供された資料を基に、不具合の原因調査の適切性等を確認し、必要な場合には迅速に届出者に対して改善対策の内容の変更を指導しているところ、本件対象文書を公にすると、自動車メーカー等は、培ってきた専門的知識・ノウハウに基づく技術情報の流出を防ぐため、処分庁に対して任意で関連する技術的資料を提供することを控えるようになり、その結果、不具合状態の迅速な改善を目指して定めた取扱要領第3章の規定に基づく改善対策が機能しなくなり、道路運送車両の安全確保・環境保全を図るという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

(3) 本件対象文書については、これを公にすると、今後取扱要領第3章の規定に基づく改善対策の届出において、自動車メーカー等が関連する技術的資料を任意に提供することをちゅうちょし、改善対策の迅速かつ確実な実施に必要な情報が得られなくなるなど、道路運送車両の安全確保に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上

記説明は否定し難い。

したがって、本件対象文書については、法5条6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件諮問は、異議申立て後、2年1か月余を経過して行われている。本件対象文書の不開示理由からして、異議申立てから諮問までにそれほど長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条2号イ及びロ並びに6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イ及びロについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋